

岐阜県公報

第二千八百三十九号
平成二十九年四月十四日

(金曜日)

目次

告示

主要農産物の奨励品種に関する告示の一部改正

土砂災害警戒区域の指定解除

土砂災害特別警戒区域の指定解除

土砂災害警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域の指定解除

土砂災害警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域の指定

保安林の指定

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良事業の工事の完了

保安林の解除をしようとする旨の通知

公共測量の終了

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

土地改良区役員就任

(農産園芸課) 二二〇^ハ

(砂防課) 二二〇

(同) 二二〇

(同) 二二〇

(同) 二二〇

(同) 二二〇

(同) 二二〇

(同) 二二〇

(同) 二二〇

(郡上農林事務所) 二二三

(商業・金融課) 二二三

(同) 二二三

(同) 二二三

(農地整備課) 二三四

(同) 二三四

(治山課) 二三五

(用地課) 二三五

(都市政策課) 二三七

(可茂農林事務所) 二四〇

正誤

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則中訂正

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則中訂正

岐阜県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則中訂正

(法務・情報公開課) 二四〇

(同) 二四〇

(同) 二四〇

告示

岐阜県告示第二百三十三号

主要農作物の奨励品種に関する告示（平成四年岐阜県告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一の表平坦地帯の部つるちの項に次のように加える。

準奨励品種	つや姫
-------	-----

二の表小麦の項中「農林六十一号、」を削る。

岐阜県告示第二百三十四号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第三百三十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
横腰	関市上之保下横腰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第三百三十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
横腰	関市上之保下横腰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
横腰	関市上之保下横腰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所

所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
横腰	関市上之保下横腰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十八号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第三百四十七号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地藏堂川 1	中津川市中津川字松田	次の図のとおり	土石流

地藏堂川 2

中津川市中津川字松田

次の図のとおり

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第三百四十九号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地藏堂川 1	中津川市中津川字松田	次の図のとおり	土石流
地藏堂川 2	中津川市中津川字松田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地藏堂川 1	中津川市中津川字松田	次の図のとおり	土石流

区域の名称	区域の所在地	区域の表示
地蔵堂川	中津川市中津川字松田	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次の図のとおり		土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地蔵堂川	中津川市中津川字松田	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
 - 郡上市大和町栗巢字大滝九七七の一から九七七の三まで、九七九の一から九七九の三まで、九八〇から九八二まで、九八四
- 二 指定の目的
 - 干害の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成二十九年四月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日
平成二十九年三月三十一日

二 届出者の氏名又は名称
中部薬品株式会社
株式会社セブン イレブン・ジャパン

三 建物の名称及び所在地
V・drug萩原北店・セブンイレブン下呂警察南店
下呂市萩原町萩原字中島一五七三番四 外

四 大規模小売店舗の新設日
平成二十九年十二月一日

五 店舗面積
二、〇八八平方メートル

六 駐車場の収容台数
一〇五台

七 荷さばき施設の面積
二二九平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年四月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日
平成二十九年三月三十一日

二 届出者の氏名又は名称
日本毛織株式会社

三 建物の名称及び所在地
アピタ各務原店
各務原市鷺沼各務原町八 七 一

四 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）日本毛織株式会社 代表取締役 佐藤 光由
（変更後）日本毛織株式会社 代表取締役 富田 一弥
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 佐古 則男 外十八者
（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 佐古 則男 外二十一人者
愛知県稲沢市天池五反田町一番地
愛知県稲沢市天池五反田町一番地

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年四月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十九年三月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

日本毛織株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ各務原店

各務原市鷺沼各務原町八 七 一

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社TSUTAYA外二者 午前九時～午後十時

(変更後) 株式会社TSUTAYA外二者 午前九時～午後十二時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 一部駐車場のみ 午前八時三十分～午後十時三十分

(変更後) 一部駐車場のみ 午前八時三十分～翌日午前〇時三十分

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を大野町長及び神戸町長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
大野地区	大野町役場	平成二九・五四・一七

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類

ため池等整備事業

施行に係る地区名

(可) 茂南部1期地区
(牧) ため池地区

工事完了年月日

平成二九・三・二

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類

ため池等整備事業

施行に係る地区名

(可) 茂南部2期地区
(登) 立ため池地区

工事完了年月日

平成二九・三・二三

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類

ため池等整備事業

施行に係る地区名

(可) 茂北部地区
(牧) 池地区

工事完了年月日

平成二九・三・二九

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	可茂北部地区 （梅洞ため池）	平成二九・三・二九

保安林の解除をしようとする旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知について、通知の相手方の所在が不明なので、同法第百八十九条の規定によりその要旨等を次のとおり公示する。

なお、平成二十九年四月十四日から十四日間当該通知の内容を、本県市役所掲示場において掲示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林

(一) 所在場所

本県市根尾黒津字東倉見三七二の五

(二) 登記簿上の根抵当権者の住所及び氏名

揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬四二五番地の九 有限責任長瀬信用組合

二 通知の要旨

(一) 農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知があったこと。

(二) 解除をしようとする保安林の所在場所及び解除の理由

三 関係書類の閲覧場所

岐阜県林政部治山課及び本県市役所

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（数値撮影）

三 作業期間

平成二十八年六月十八日から

平成二十九年三月二十八日まで

四 作業地域

美濃市、美濃加茂市、各務原市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町及び

び加茂郡白川町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

多治見市

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ修正）

三 作業期間

平成二十八年六月二十一日から

平成二十九年三月三十日まで

四 作業地域

多治見市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により羽島市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

羽島市

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成及び数値修正）

三 作業期間

平成二十八年四月二十八日から

平成二十九年三月十七日まで

四 作業地域

羽島市一円

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞穂市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図修正）

三 作業期間

平成二十八年七月八日から

平成二十九年三月二十四日まで

四 作業地域

瑞穂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞穂市

二 作業種類

公共測量（修正測量）

三 作業期間

平成二十八年十月三日から

平成二十九年三月十七日まで

四 作業地域

瑞穂市

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市久々野町柳島の一部（柳島）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十六年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（久々野町柳島の一部）の地籍図

岐阜県高山市（久々野町柳島の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年四月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市丹生川町折敷地の一部（折敷地）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十二年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（丹生川町折敷地の一部）の地籍図

岐阜県高山市（丹生川町折敷地の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年四月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

関市

二 調査を行った地域

岐阜県関市下之保の一部（乳岩洞・和園）

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成二十七年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県関市（下之保の一部）の地籍図

岐阜県関市（下之保の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年四月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市大井町の一部（観音寺）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十五年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（大井町の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（大井町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年四月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巣市

二 調査を行った地域

岐阜県本巣市大字根尾市場の一部（市場）

三 調査を行った期間

平成二十六年度から平成二十七年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巣市（大字根尾市場の一部）の地籍図

岐阜県本巣市（大字根尾市場の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年四月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巣市

二 調査を行った地域

岐阜県本巣市大字根尾神所の一部（神所）

三 調査を行った期間

平成二十二年度から平成二十七年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巣市（大字根尾神所の一部）の地籍図

岐阜県本巣市（大字根尾神所の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年四月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巣市

二 調査を行った地域

岐阜県本巣市大字根尾神所の一部（神所）

三 調査を行った期間

四 平成二十三年度から平成二十七年度まで
地図及び簿冊の名称

岐阜県本巢市（大字根尾神所の一部）の地籍図
岐阜県本巢市（大字根尾神所の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十九年四月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巢市

二 調査を行った地域

岐阜県本巢市大字根尾神所の一部（神所）

三 調査を行った期間

平成二十五年から平成二十七年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巢市（大字根尾神所の一部）の地籍図
岐阜県本巢市（大字根尾神所の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年四月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市馬瀬名丸の一部（名丸）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十七年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（馬瀬名丸の一部）の地籍図
岐阜県下呂市（馬瀬名丸の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年四月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市萩原町羽根の一部（羽根2）

三 調査を行った期間

平成二十四年度から平成二十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（萩原町羽根の一部）の地籍図
岐阜県下呂市（萩原町羽根の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年四月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

揖斐郡池田町

二 調査を行った地域

岐阜県揖斐郡池田町大字小牛の一部(小牛)

三 調査を行った期間

平成二十五年年度から平成二十七年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県揖斐郡池田町(大字小牛の一部)の地籍図

岐阜県揖斐郡池田町(大字小牛の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年四月十四日

土地改良区役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住所

美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区

平成 元・三・三

理事 藤井浩人 美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四二七番地

同 柴山 擴 美濃加茂市本郷町九丁目九番二〇号

正 誤

(原稿誤り)

平成二十九年三月二十八日号外(五) 岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則(岐阜県公安委員会規則第一号)一頁下段前から六行目中「岐阜県公安委員会規則第一号」は、「岐阜県公安委員会規則第二号」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十九年三月二十八日号外(五) 岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則(岐阜県公安委員会規則第二号)二頁上段前から五行目中「岐阜県公安委員会規則第二号」は、「岐阜県公安委員会規則第二号の二」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十九年四月一日号外(四) 岐阜県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則(岐阜県教育委員会規則第十五号)一頁下段前から六行目中「岐阜県教育委員会規則第十五号」は、「岐阜県教育委員会規則第十五号の二」の誤り。

平成二十九年四月十四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社